

指摘事項

通所リハビリテーション

令和6年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第51号）

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第52号）

「老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号」

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

☆内容及び手続の説明及び同意

■重要事項説明書に記載が必要な内容が不足している。（条例第128条において準用する条例第8条、予防条例第88条において準用する第8条）

通所リハビリテーションにおいて重要事項説明書に記載が必要な事項は、以下のとおり。

- ①通所リハビリテーション事業所の運営規程の概要
- ②通所リハビリテーション従業者の勤務体制
- ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 等

※定期的に重要事項説明書の記載内容を確認し、最新の情報に更新してください

☆リハビリテーション会議の開催

■リハビリテーション会議が開催されていない。（条例第122条第4項、予防条例第90条第1号）

指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。

☆計画の作成

■通所リハビリテーション計画が漫然かつ画一的な計画となっている。

計画作成に当たっては、アセスメント情報を加味し利用者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。

※ケアプランの丸写しになっていませんか。

※事業所が行うサービスの内容がそのまま目標になっていませんか。

ケアプランと個別サービス計画の関係性

マスタープラン

利用者の居宅における生活全般の生活課題を解決していくための手段と見通しのチームケアの計画

アクションプラン

利用者の生活課題を解決していくためにそれぞれのサービス事業者が担う部分のより専門的・具体的なサービスの実施計画

ケアプラン

居宅サービス計画
介護予防サービス計画

注)居宅サービスを法定代理受領サービスとして提供するためにもケアプランは必要

連動性・整合性



計画の変更の必要性を常に検討
サービス担当者会議
モニタリング

個別サービス計画

(予防も含め)
訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ
通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリ
短期入所生活(療養)介護
福祉用具貸与
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

☆運動器機能向上加算

■運動器機能向上加算について、運動器機能向上加算の事後アセスメント結果を介護予防支援事業者に報告を行った際は、継続の可否及びその意見の記録を行うこと。（老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 別紙1 第2の6（5））